

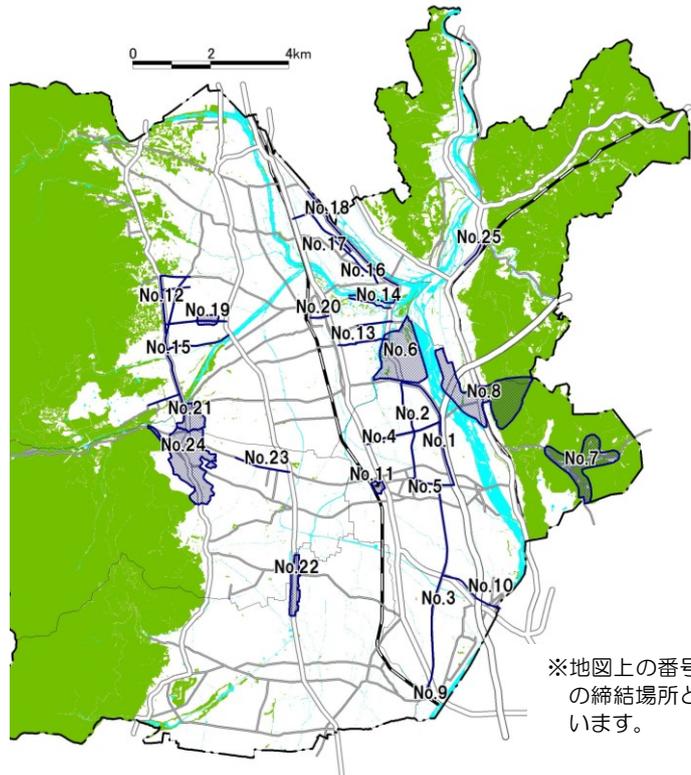
## 参考2

### 景観づくり住民協定の基準・取り組み

#### 景観づくり住民協定

景観計画区域内の1団の土地の所有者などの合意により、一定の土地の区域における建築物の形態意匠、緑化、屋外広告物の表示などに関する基準など、景観づくりのための自主的なルールを定め、それを守り育てるための協定(景観づくり住民協定)を締結することができます。

景観づくり住民協定は、長野県景観条例に基づく景観育成住民協定を継承した制度で、本市では25箇所の路線・地区において協定が締結されています。



※地図上の番号は各協定の締結場所と対応しています。

図 景観づくり住民協定の締結箇所

#### 景観づくり住民協定の主な基準と取り組み

No	地域	協定の名称	締結範囲		主な基準					緑化などの取り組み	
			路線	面	高さ・建ぺい率	道路からの壁面後退	隣地からの壁面後退	建築物の形態・色彩	屋外広告物		自動販売機
1	豊科	県道柏矢町田沢停車場線 景観形成住民協定			-	-	-	-	会へ事前申請・認可必要	-	沿道への植栽・管理 美化の促進
2	豊科	市道豊科1級23号線 景観形成住民協定			-	-	-	-	会へ事前申請・認可必要	-	沿道への植栽・管理 美化の促進
3	豊科	県道梓橋田沢停車場線 景観形成住民協定			-	-	-	-	会へ事前申請・認可必要	-	沿道への植栽・管理 美化の促進
4	豊科	県道豊科大天井岳線 景観形成住民協定			-	-	-	-	会へ事前申請・認可必要	-	花壇の設置 美化の促進
5	豊科	県道豊科インター堀金線 景観形成住民協定			-	-	-	-	会へ事前申請・認可必要	-	緑化促進
6	豊科	安曇野の里重柳地区 景観形成住民協定			-	-	-	色彩等周辺との調和	都度協議が必要 自己用のみ(8㎡以内) 道路から後退	設置禁止 (店舗等除く)	水環境保全 河川の美化 廃車置場禁止 沿道への植栽・管理 (シバザクラ、カリン)
7	豊科	安曇野の森大口沢地区 景観形成住民協定			-	-	-	-	会へ事前申請・認可必要 貼紙・立看板禁止	設置禁止 (店舗等除く)	緑化促進・花木管理 美化の推進 不法投棄許さない
8	豊科	アルプス眺望の里光地区 景観形成住民協定			-	-	-	色彩等周辺との調和	会へ事前申請・認可必要 自己用は事前協議	設置禁止 (店舗等除く)	緑化、花木植栽・管理 美化の促進
9	豊科	安曇野真々部・小倉橋線 景観形成住民協定			-	-	-	形態・色彩等周辺との 調和	会へ事前申請・認可必要 自己用のみ(8㎡以下) 道路から後退 貼紙・立看板禁止	新規設置禁止	緑化(シバザクラ) 花木植栽・管理

No	地域	協定の名称	締結範囲		主な基準						緑化などの取り組み
			路線	面	高さ・建ぺい率	道路からの壁面後退	隣地からの壁面後退	建築物の形態・色彩	屋外広告物	自動販売機	
10	豊科	未来へつなぐR147バイパスたぎ地区 景観形成住民協定			-	-	-	形態・色彩等周辺との調和	会へ事前申請・認可必要 自家用は事前協議 貼紙・立看板禁止	設置禁止 (事務所は配慮)	緑化、花木生育管理 美化の促進 遮蔽物の配慮
11	豊科	豊科駅前通り 景観形成住民協定			-	-	-	-	自己用のみ 新規設置禁止 表示面積は最小限に 貼紙・立看板禁止	新規設置禁止 (店舗等除く)	定期的な清掃 植栽の促進 花木の管理 駅前放置自転車整理 イルミネーション
12	穂高	豊里地区 景観形成住民協定			住宅：10m・50% 特殊建築物等： 13m・40%	5m	住宅：3m 特殊建築物等： 5m	原色は避け周囲との調和を図る	自己所有地：大きさを制限 自己所有地以外：集合看板にする	-	沿道への植栽・管理
13	穂高	白金地区 景観形成住民協定			住宅：10m・40% 特殊建築物等： 13m・40%	住宅：2m 特殊建築物等： 5m	住宅：3m 特殊建築物等： 5m	原色は避け落ち着いた色とする 特殊建築物は勾配屋根とする	野立て看板の設置禁止 広告物の表示面積5㎡以下	新規設置禁止 設置には同意必要	宅地にはマツバギク、 シバザクラ 水田にはアヤメ、タン ホホ 河川にはアヤメ
14	穂高	等々力地区 景観形成住民協定			住宅：10m・50% 特殊建築物等： 13m・40%	住宅：2m 特殊建築物等： 5m	住宅：3m 特殊建築物等： 5m	原色は避け落ち着いた色とする 特殊建築物は勾配屋根とする	野立て看板の設置禁止 広告物の表示面積2㎡以下	設置禁止	宅地にはマツバギク、 シバザクラ 水田にはアヤメ 美化の促進 ブロック塀、ネット フェンスはできる限り 設置しない
15	穂高	牧地区 景観形成住民協定			-	-	-	-	集合看板を基本とする 自己所有地：協議要 自己所有地以外：許可必要	協議が必要	-
16	穂高	狐島地区 景観形成住民協定			住宅：10m・40% 特殊建築物等： 13m・40%	5m	住宅：3m 特殊建築物等： 5m	特殊建築物・区分建物は勾配屋根とする ※大規模建築物はその限りではない	野立て看板の設置禁止 営業敷地内は許可必要 屋上・屋根への設置禁止 光源で動くものは禁止	設置禁止	沿道への植栽・管理 美化の促進 ライトアップ(は同意必要)
17	穂高	望岳の里青木花見地区 景観形成住民協定			住宅：10m・40% 特殊建築物等： 13m・40%	5m	住宅：3m 特殊建築物等： 5m	特殊建築物・区分建物は勾配屋根とする	野立て看板の設置禁止 営業敷地内は許可必要 屋上・屋根への設置禁止 光源で動くものは禁止	設置禁止	沿道への植栽・管理 美化の促進
18	穂高	島新田地区 景観形成住民協定			住宅：10m・40% 特殊建築物等： 13m・40%	5m	住宅：3m 特殊建築物等： 5m	特殊建築物・区分建物は勾配屋根とする	野立て看板の設置禁止 営業敷地内は許可必要 屋上・屋根への設置禁止 光源で動くものは禁止	設置禁止	沿道への植栽・管理 美化の促進
19	穂高	富田南部地区 景観形成住民協定			住宅：10m・40% 特殊建築物等： 13m・40%	5m	住宅：3m 特殊建築物等： 5m	特殊建築物・区分建物は勾配屋根とする	看板は外壁のみ 屋根面への設置不可 自己所有地：大きさを制限 自己所有地以外：集合看板にする	設置禁止	美化の促進
20	穂高	穂高駅前通り 景観形成住民協定			高さ15m以下	-	-	原色は避け彩度の低い色を選ぶ 外壁と屋根の色彩の組み合わせが違和感を与えない	自家用のみ	できる限り設置しない	ブロック塀・フェンスはできる限り設置しない
21	穂高	塚原地区 景観形成住民協定			住宅：10m・40% 特殊建築物等： 13m・40%	住宅：1.5m (主要幹線 道路沿い3m) 特殊建築物等： 5m (主要幹線 道路沿い10m)	住宅：1.5m (主要幹線 道路沿い3m) 特殊建築物等： 5m	原色は避け周囲との調和を図る	自己所有地：基準あり 営業敷地以外：基準の1/2以下 自己所有地以外：集合看板にする	設置禁止 設置には協議必要	-
22	三郷	広域農道温北部地区 景観形成住民協定			-	-	-	(かまぼこ)の色彩の使用禁止	会へ事前申請・認可必要 自己用のみ(8㎡以下) 道路から後退	-	-
23	堀金	展望の里常念岳線 景観形成住民協定			-	-	-	-	会へ事前申請・認可必要 野立て看板の設置禁止 屋上・屋根への設置禁止	新規設置禁止	-
24	堀金	アルプスの麓・れんげの里 岩原地区 景観形成住民協定			-	-	-	-	会へ事前申請・認可必要 (自己用は申請、高さ・色あり制限) 野立て看板の設置禁止 貼紙・立看板協議要	設置禁止 (囲い・道路後退要)	緑化、花木植栽 水辺の保全
25	明科	明科駅周辺国道19号沿線 景観形成住民協定			-	-	-	安曇野の自然に調和した建物にする	(かまぼこ)の色彩を避け、必要最小限の面積	ゴミ処理及び清掃の徹底 有害自動販売機の禁止 景観に配慮する	沿道への植栽 イルミネーション

※各協定の詳細な区域及び基準、手続き方法などは建築住宅課にお問い合わせください。